## Ⅱ　財務状況や事業に関する開示項目

### 1　金融再生法開示債権（単体）

（単位：百万円）

| 債権区分 | 令和5年6月末 | 令和4年12月末 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 破産更生債権および<br>これらに準ずる債権 | 63 | 64 | △ 1 |
| 危　険　債　権 | 33 | 34 | △ 1 |
| 要　管　理　債　権 | 19 | 14 | 5 |
| 正　常　債　権 | 43,478 | 40,400 | 3,078 |
| 合　　計 | 43,594 | 40,514 | 3,080 |

（注記）

注 1)債権額は、貸出金・信用未収利息(信用事業与信元金に係るもののみ)・信用仮払金等、信用事業与信額(要管理債権は貸出金のみ)を対象として開示しています。なお、各債権の定義は以下の通りです。

① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至ってないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性が高い債権です。

③ 要管理債権

３ヶ月以上延滞債権(①および②に該当する債権を除く)および貸出条件緩和債権(①および②に該当する債権や３ヶ月以上延滞債権を除く)です。

④ 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題が無いものとして、①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

注 2)なお、令和 4 年 6 月末の計数は、次の方法により算出しています。

1　各債権区分額は、令和 3 年 12 月末時点の債権額を基準として、令和 4 年 6 月末時点の残高に修正しています。

2　令和 3 年 12 月末から 6 月末までの間に、債務者区分の変更が必要と認識した先については、6 月末時点の債務者の状況に基づき債務者区分を変更しています。

### 2　単体自己資本比率

| 令和5年6月末(上半期決算) | 令和4年12月末 |
|---|---|
| 11.09　　% | 11.09　　% |

（注記）
1）６月末の自己資本比率は、上半期決算結果に基づき算出しています。（減損損失を令和４年６月末の概算値により計上しています。）

３　主要勘定の状況

（単位：百万円）

| | 令和5年6月末 | 令和4年12月末 | 令和3年12月末 |
|---|---|---|---|
| 貯金 | 150,101 | 151,953 | 149,884 |
| 貸出金 | 43,553 | 40,479 | 33,375 |
| 預け金 | 105,060 | 110,396 | 115,174 |
| 有価証券 | 3,757 | 3,375 | 3,514 |

４　有価証券等時価情報

【有価証券】

（単位：百万円）

| 種　類 | 令和５年６月末 | | | 令和４年１２月末 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 取得価額 | 時価 | 評価損益 | 取得価額 | 時価 | 評価損益 |
| 売買目的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有 | 695 | 695 | — | — | — | |
| その他 | 3,186 | 3,062 | △ 124 | 3,585 | 3,375 | △ 210 |
| 合　計 | 3,881 | 3,757 | △ 124 | 3,585 | 3,375 | △ 210 |

（注記）
1）６月末の有価証券の時価は６月末日における市場価格等に基づく時価としています。
2）取得価額は償却原価法適用後、減損処理前のものです。

【金銭の信託】

該当はありません